

平成25年7月26日

平成26年度補助事業の補助方針の見直しについて【案】

《補助メニューの改善事項》

(機械関連)

- (1) 研究事業の計画的な実施が可能となるよう複数年(2年)の研究計画の申請を認めることとしました。
- (2) 国際競争力強化に資する事業は、標準化の推進に限定してきましたが、これらに関連する人材の育成・交流等に対しても支援を行うこととしました。
- (3) 公設工業試験研究所等に対する支援は、上限金額の低減化を図り、機械等設備拡充に加えこれらに関連する人材の育成・交流等に対しても支援を行うこととしました。
- (4) 環境問題の解決に資する機械・製品の長寿命化を推進するため明文化しました。
- (5) 介護機器の開発の範囲を広げるため、「福祉機器」の表現に改め、支援を行うこととしました。

(公益関連)

- (6) 福祉課題を地域で取り込んでいく活動や各分野連携して取り組み、児童・高齢者・障害者を地域の中で結びつけ共生できる社会を目指す活動やそのネットワークを作る取り組みに対して支援を行うこととしました。
- (7) 福祉機器の整備は、リハビリ機器及び授産機器に限定してきましたが、介護機器に対しても支援を拡大して行うこととしました。
- (8) 「車両整備等福祉活動」について、補助の対象となる事業をより適切に表現する名称とするため、「幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備」に改めました。
- (9) 「希少難病に関する活動」の補助メニューを、「公益の増進」から「社会福祉の増進」に変更し、補助率を1/2から3/4にしました。
- (10) 文教・社会環境分野(重点事業)において、平時における防犯・防災を進める新たなネットワークづくりに対しても支援を行うこととしました。
- (11) 文教・社会環境分野(重点事業)において、対象を「子ども」から「子どもなどの弱者」に拡大するとともに、「事故や犯罪」に加えて「いじめ、暴力」を明文化しました。
- (12) 国際交流について、従来は経済の分野についても支援していましたが、公益事業振興の趣旨に鑑み、学術・芸術・文化を中心とした分野に対して支援を行うこととしました。

(機械・公益共通)

- (13) すべての補助メニューについて、社会的情勢の変化など、緊急かつ年度内に迅速に実施する必要があることを想定して、緊急事業への支援を随時受け付けることとしました。 以上